

令和5年4月17日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二

文 書 質 問 書

京丹波町議会文書質問取扱要綱 第3条第3項の規定により、下記のとおり質問します。

記

質問事項	質問の具体的内容	回答の相手
1 町すこやか子育て支援金について	<p>(1) 町すこやか子育て支援金の注意事項（町ホームページ、チラシなどに記載）に、「町税等に滞納がある場合は、支援金を支給しません」とあり、また、申請書の誓約事項に、「納付に関する情報を、町が確認することに同意します」とあるが、養育者（申請者）の町税、こども園利用料、こども園給食費、学童保育料および学校給食費など（以下、町税等）の滞納と児童・生徒の入学・卒業などの節目を祝福し、健やかな成長を長期間にわたり、切れ目なく支援することとに、どのような因果関係があるのか。単に、滞納と十把一絡げにしているが、予期せぬ経済的な逼迫など、やむにやまれぬ事情で滞納がある方ほど、子育てのための支援金が必要なのではないか。</p> <p>(2) 例えば、年度がわりの直前・直後に、町に転入されてきた方で、以前の居住先において、市町村税等に滞納があった場合でも、受給対象となるのではないか。</p> <p>(3) 2014年（平成26年）6月定例会の一般質問において、町育英基金条例施行規則 第9条の改正を提案し、その翌年度より、「申請人等は町の税・公共料金の未納があってはならない」との要件の削除があった。削除に至った当時の経緯を改めてふりかえると、どのような点が回顧できるか。</p> <p>(4) 町の子育て支援などにあたって、養育者・監護者に、町税等の滞納がある場合、給付やサービスを受けることができないとする事業はほかにある（あった）か。</p> <p>(5) （入学式の日から起算して60日以内としているため）早急に、すこやか子育て支援金支給の要件を見直し、（長期にわたって、担税能力があるにもかかわらず、明らかに悪質と判断できるケースなどは別として）やむにやまれぬ事情で、町税等に滞納がある場合でも、すこやか子育て支援金を受給できるように調整すべきではないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町長・教育長</p> <p>町長・教育長</p> <p>町 長</p>